

# 所得税・市民税・県民税の

## 申告相談が始まります

【問合わせ】半田税務署 税務課 ☎21-3141(所得税の確定申告)  
☎84-0620(市民税・県民税の申告)

### 【確定申告が必要な方】

次のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

1	事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある方(平成26年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合)
2	年金から所得税が源泉徴収されている方(公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要)
3	給与の収入が2千万円を超える方
4	給与を1か所から受けている方で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
5	給与を2か所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方
6	所得税の還付を受ける方(多額の医療費を支払った方、災害や盗難にあった方、寄附金控除の対象となる寄附をされた方など)
7	平成26年の中途で退職し、再就職していない方

### 確定申告の受付日時・会場

#### 【受付日時】

2月16日(月)～3月16日(月)の平日9時～17時

※2月22日(日)・3月1日(日)は受付を行います。  
※16時以降、混雑している場合は案内を早めに締め切る場合があります。

#### 【受付会場】

住吉福祉文化会館(宮路町53番地)

※開設期間中は、半田税務署内では申告書の作成指導は行っておりません。

## 所得税の確定申告

### 確定申告書の作成

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に確定申告書を作成することができます。

※自宅などで作成した確定申告書は、半田税務署(〒475-8686 宮路町50番地の5)へ提出または郵送してください。

### 国税電子申告納税システム(e-Tax)をご利用ください

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

#### e-Taxを利用する...

▼源泉徴収票や医療費の領収書などの添付書類を省略することができます。

▼還付までの処理が、3週間程度に短縮されます。

▼確定申告期間中は、24時間e-Taxで提出(送信)が可能です。

※e-Taxの利用には、条件があります。詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

### 復興特別所得税について

平成25年分の確定申告から、所得税と復興特別所得税を併せて申告・納付する必要がありますので、ご注意ください。

なお、復興特別所得税は、確定申告書上で計算できるように申告書の様式が改訂されています。

※詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」(サイト内「復興特別所得税のあらまし」で検索)をご覧ください。

### ご注意ください

- 次に該当する方は、2月16日(月)～3月16日(月)に、住吉福祉文化会館で申告相談をしてください。
- ▽土地・家屋・株式などを譲渡した方
- ▽販売業などの自営の方
- ▽所得税の住宅借入金特別控除を受ける方